

答申第67号

(諮問第87号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成25年3月19日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、平成25年3月5日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで大分県教育委員会にした「審査請求」についての大分県教育委員会としての裁決書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次のとおり不開示決定を行い、平成25年3月19日付けで異議申立人に通知した。

(1) 請求に係る個人情報の内容

あなたが平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで大分県教育委員会にした「審査請求」についての大分県教育委員会としての「裁決書」

(2) 開示しない理由

開示請求に係る個人情報が存在しないため

（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教育人事課長名で回答しており、当該裁決書を作成していない。）

3 異議申立て

異議申立人は、上記の不開示決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行審法」という。）第6条の規定により、平成25年5月17日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

不開示決定処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 不存在の理由として、実施機関は「開示請求に係る個人情報が存在しないため、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教育人事課長名で回答しており、当該裁決書を作成していない。」としているが、県教委にした審査請求について、審査庁である県教委は、行審法第40条により、却下裁決、または棄却裁決、認容裁決のいずれかの裁決を必ず行わなければならない。そして同法第41条により審査庁である県教委としての裁決を書面で行い、県教委としての記名・押印をしなければならない。

したがって「当該裁決書が存在していない」ということはあり得ない。

- (2) 県教委は「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教育人事課長名で回答している」としているが、事務局である県教育庁教育人事課長の回答では審査請求は終了しない。実施機関にした審査請求は、審査庁である県教委としての裁決がない限り、終了しない。もし、審査庁である県教委としての裁決書が「平成〇〇年〇〇月〇〇日付け教育人事課長名で回答している」という理由で裁決書を作成していないということなら、県教委は行審法に反する違法行為を行っているということになる。

したがって、県教委としての裁決書は存在しているはずである。

- (3) (1) 及び (2) に記載のとおり、県教委としての裁決書は存在しなければならない、教育人事課長名による回答は違法であるということについて、県教委はよく理解できているはずである。よく理解できているはずなのに当該裁決書を作成していないことが事実ならば、県教委は下記の①～③の不都合なことを隠蔽するために故意に県教委としての裁決を行わずに、違法である教育人事課長による回答をもって、この審査請求を終結させようとしているということになる。県教委が不都合なことを隠蔽するために故意に裁決を行わないという不法行為を行っているとしたら問題にされなければならないことである。

- ① 効力のない教育人事課長の見解で、異議申立人の県苦情審査会への申立てを市教育長に受理させないようにするという不当なことを行っていること。
- ② 異議申立人の〇〇として申し出た市調査・調整委員会への苦情処理の申出についても、上記①記載のとおり県教委教育長決裁でなければならないところを規則に反している教育人事課決裁により、市教委調査・調整委員会に調査・調整を行わせないようにしていること。「苦情相談制度」は、教育人事課決裁の内容にある「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、〇〇〇〇以降は対

したがって、審査請求がなされれば、取下げ等が行われない限り、却下、棄却又は認容のいずれかの裁決が行われ、審査庁が記名・押印した裁決書が作成され、審査請求人に送付されることになる。

異議申立人は、行審法第40条の規定により、実施機関は裁決を必ず行わなければならない、当該裁決書が存在していないことはあり得ないと主張している。しかしながら、上記のとおり、裁決書は作成していれば審査請求人である異議申立人に送付されるものであるが、これが異議申立人に送付されていないことに争いはない。また、裁決書を作成していながら送付をせず、異議申立人からの開示請求に対して公文書不存在として不開示にする理由も見当たらない。さらには、異議申立人は、故意に裁決を行っていない可能性も指摘するが、その場合でも結局本件対象公文書が存在しないことになる。

異議申立人は、裁決を行わないことの違法性等についても主張を行っているが、審査会は、請求者からの個人情報開示請求に対し実施機関が行った不開示決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては審査の対象外であり、判断する立場にはない。

以上のことから、現時点で裁決をしていないことの当否は別として、本件対象公文書を作成していないという実施機関の説明を是認するほかはない。

2 結論

したがって、本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として不開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 6月 5日	諮 問
平成25年 9月25日	事案審議 (平成25年度第6回審査会)
平成25年10月30日	答申決定 (平成25年度第7回審査会)

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁 護 士	会 長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
池 邊 英 貴	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	
芥 川 美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
木 本 明 博	大分県医師会常任理事	H25. 4. 1就任 H25. 6. 30退任
貞 永 明 美	大分県医師会常任理事	H25. 7. 1就任
野 田 伸 子	元大分市立西の台小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	